

# 平成28年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：障害者支援課  
 担当名：地域生活支援担当  
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B45	心身障害児通園訓練費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費	
事業期間	平成24年度～	根拠法令	児童福祉法第51条、55条(義務)		戦略項目			
					分野施策	020203 障害者の自立・生活支援		
1 事業概要 在宅の障害児に対して、通所の方法により、療育訓練を実施し、日中の居場所を提供する。 給付費の伸び率が見込を下回ったことによる減額 (1) 児童発達支援事業 △1,085,067千円 (2) 障害児通所給付費負担金 0円 (3) 障害児相談支援事業 △96,260千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 児童発達支援事業 3,682,470千円→2,597,403千円 イ 障害児通所給付費負担金 680,646千円 在宅の障害児が児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用し、保育士等による集団療育や個別療育を受けた時の障害児通所給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。 ウ 障害児相談支援事業 161,942千円→65,682千円 通所給付費の支給決定がされる際に、相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に関する障害児相談支援給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。 (2) 事業計画 在宅の障害児が障害に応じた療育・訓練を受け、一人ひとりの状態に応じた発達を支援するとともに、学校通学中の障害児の放課後や夏休みの居場所づくりを推進する。 (3) 事業効果(利用者数) 平成22年度：1,551人 平成23年度：2,514人 平成24年度：3,444人 平成25年度：4,617人 平成26年度：5,999人 平成27年度：7,639人 (4) その他 障害児通所給付費負担金を児童措置委託費から移管した。 (5) 補正予算の概要 障害児通所給付費負担金および障害児相談給付費負担金について、過去の決算額の伸び率を勘案し予算積算を行ったが、実際の伸び率が見込みを下回ったことにより減額。					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：国1/2(県1/4)市1/4								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細説) 児童措置費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (人件費) 9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財源内訳				一般財源	補正後の 予算額
決定額	△1,181,327						△1,181,327	3,343,731
現計額	4,525,058						4,525,058	